

代議員選出手続に関する細則

制 定 2012(平成24)年12月1日
2012(平成24)年度第3回理事会
一部改正 2014(平成26)年5月11日
2014(平成26)年度第1回理事会
2016(平成28)年5月3日
2016(平成28)年度第1回理事会

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、代議員選出手続に関する規程（以下「規程」という。）第27条の規定に基づき、代議員選出の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙人の資格)

第2条 規程第7条の規定に関し、代議員選挙投票日において、会費滞納の期間が2年度を超えた者は、選挙資格を有しないものとする。

(被選挙人の資格)

第3条 規程第8条の規定に関し、代議員選挙に立候補届出の日において、会費滞納の期間が2年度を超えた者は、被選挙資格を有しないものとする。

第2章 選挙管理委員会

(会議開催)

第4条 選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、管理委員会委員の委嘱が行われた後可及的速やかに委員会会議を開催し、選挙公示日を含む代議員選挙に必要な事項を決定するものとする。

(事務局)

第5条 管理委員会の事務局は、日本語教育学会（以下「本会」という。）事務局に置き、本会事務局長が管理委員会の事務を統括する。

第3章 地域ブロック運営委員会

(委員)

第6条 各地域の地域ブロック運営委員会（以下「地域ブロック委員会」という。）は、普通会员の中から、理事会が選考し、会長が委嘱する委員3名をもって構成する。

2 地域ブロック委員会委員を選考し、委嘱するに当たっては、当該地域ブロックの事情に詳しい普通会员を選ぶよう図るものとする。

3 海外ブロックを担当する地域ブロック委員会委員は、普通会员であれば当該地域ブロックの在住者であることを要しない。

4 地域ブロック委員会委員は、代議員に立候補できない。

(主たる業務)

第7条 地域ブロック委員会は、管理委員会の委任を受けて、主として次の業務を行う。

- (1) 当該地域ブロックにおける代議員選挙の周知
- (2) 規程第 21 条の場合における候補者の推薦に係る業務

第 4 章 代議員選挙

(選挙の方法)

第 8 条 選挙人は、各回の選挙につき、一人一票とする。

2 選挙管理委員会は、選挙を実施する年の 1 月 1 日現在の普通会員登録の住所／居所に基づき、地域ブロック別の選挙人原簿を作成し、その後の会員の入退会及び住所変更等の異動による補正を加えて、地域ブロック別に普通会員への選挙公示を行う。

3 代議員選挙候補者届出書の書式は別表 1、代議員選挙候補者推薦書の書式は別表 2、代議員選挙ブロック立候補者公報の書式は別表 3、代議員選挙投票用紙の書式は別表 4 のとおりとする。

(投票)

第 9 条 投票は、規程第 23 条第 1 項第 3 号の規定のとおり、Eメール、FAX、郵便及び持参のいずれかの方法により行う。

2 Eメール及びFAXによる送信の場合は、選挙管理委員会は、送受信上の不測の事由による投票不着等を回避するため、投票受領後 1 週間以内に選挙人への受信確認の返信を行う。選挙人は、投票後 1 週間のうちにこの確認通知がないときは、選挙管理委員会にその旨照会する。

3 投票の郵送及び持参の場合は、選挙人は投票用紙に署名または押印をするものとする。選挙管理委員会は、これをもって投票者の確認をする。

4 代議員選挙に関する立候補届出、推薦、公報及び投票に関する書式を別表のとおりとする。

(投票の管理)

第 10 条 選挙管理委員会は、事務局をして受け取った投票の厳格な管理に当たらせ、投票内容の漏洩、投票の紛失等の事故の防止に万全を期さなければならない。

(開票管理者)

第 11 条 開票管理者には、管理委員会委員のうちから選ばれた代表者が当たる。

2 開票管理者は、複数の普通会員の開票立会の下で、開票するものとする。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 12 条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。

第 5 章 選挙の終了

(選挙結果の報告)

第 13 条 管理委員会は、投票結果を集計し、代議員及び代議員補欠が決まったときは、直ちにその選挙結果を会長に報告するものとする。

2 会長による選挙結果の承認をもって、選挙を終了したものとする。

3 立候補者への選挙結果の通知は、次の各号につき郵送により行う。

- (1) 地域ブロック別投票概況の報告

- (2) 地域ブロックごとの当選者及び補欠者一覧
- (3) 個別に、当選者（無投票の場合の当選者を含む。）への当選通知（当選証書）、補欠者への補欠・順位通知、及び落選者への通知。
- 4 普通会員への選挙結果の通知は、前項第1号及び第2号につき会員向け一斉メール送信及び学会誌掲載により行う。
- 5 本会のホームページによる広報は、第3項第1号の報告掲載により行う。

附 則

この細則は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。

附 則（2014年5月11日一部改定）

この細則の改定は、2014年5月11日から施行する。

附 則（2016年5月3日一部改定）

この細則の改定は、2016年5月3日から施行する。

別表2 (第8条関係)

年 月 日

公益社団法人日本語教育学会
代議員選挙管理委員会 御中

推薦者

住 所

氏 名

署名または押印

会員番号

電話

メール

第〇回代議員選挙候補者推薦書

以下のとおり推薦します。

ふりがな	
候補者	
選挙	〇〇〇〇年実施の日本語教育学会第〇回代議員選挙

備考 候補者は、2名以上の推薦者からの推薦書が必要です。

地域ブロック運営委員会が推薦する候補者については、推薦書は必要ありません。

〈 選挙管理委員会記入欄 〉

選挙管理委員会		審査者		事務局受付者	
受付日時	年	月	日	午前	時 分
				午後	時 分

別表3 (第8条関係)

日本語教育学会 第〇回代議員選挙 (〇〇〇〇年)

ブロック立候補者公報 (第1ページ)

【 ブロック代議員数 名 】

(記載順序は立候補届出順)

氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号
氏 名 現 職 会員番号	氏 名 現 職 会員番号